

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年8月20日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【当社社員における警報付ポケット線量計および蛍光ガラス線量計の不携帯について】</p> <p>当社社員の警報付ポケット線量計(APD)と蛍光ガラス線量計(GB)が高温高圧焼却炉建屋付近の装備交換所に置き忘れられていることを協力企業作業員が発見。</p> <p>作業を終え高温高圧焼却炉建屋付近の装備交換所へ戻った当社社員は、その場にいた当該協力企業作業員から、APDとGBが置き忘れていたことを告げられ、不携帯で作業を実施していたことに気づいた。</p> <p>その後、APDとGBについては、当社社員が装着して通常通り退域。</p> <p>当該社員の被ばく線量評価については実施中。</p> <p>今後、置き忘れた経緯等、詳細を確認し再発防止対策を検討。</p>	G I	8月18日	<p>2022.3.28再審議にてグレード変更 G II→G I</p> <p>【理由】 労働安全衛生法違反と判断されたため、不適合グレードを「G I」に変更した。</p>
2	<p>【共用プール冷却浄化系ろ過脱塩器(A)ベント弁の動作不良について】</p> <p>当直員が、共用プール冷却浄化系ろ過脱塩器※(A)の逆洗時に、逆洗工程終了から次の工程に移行する際、ろ過脱塩器(A)ベント弁が「全閉」になるところ「全閉」にならず、逆洗工程終了数分後「全閉」になる不具合を確認。</p> <p>逆洗工程終了時、当該弁が「全閉」にならないと、ろ過脱塩器(A)から水が抜ける可能性があるため、手動にて満水工程を実施し満水を確認。</p> <p>ろ過脱塩器(A)通水中は、当該ベント弁は「全閉」のため、設備運転に影響なし。</p> <p>今後、当該弁を点検予定。</p> <p>※ろ過脱塩器：不純物を取り除く装置</p>	G III	8月16日	
3	<p>【既設多核種除去設備(A)上澄液移送ポンプ1Aの排水配管接続部からの水の滴下および床面の水溜まりについて】</p> <p>協力企業作業員がパトロールにて、既設多核種除去設備(A)上澄液移送ポンプ1Aの排水配管接続部から5分から10分に1滴の水の滴下と床面の水溜まり(5cm×5cm×1mm)を確認。</p> <p>漏えい箇所を隔離し、養生を実施。</p> <p>また、排水配管接続部の増し締めを実施し、漏えいがないことを確認。</p> <p>滴下した水は、拭き取りを済み。</p> <p>その後、漏えい箇所について、修理を実施し漏えいがないことを確認済み。</p>	G III	8月18日	